

令和3年度事業報告

公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議（以下「県民会議」という。）は、県民の暴力団排除（以下「暴排」という。）気運、意識の高揚を図るとともに、暴力団排除活動等（以下「暴排活動等」という。）を推進し、安全で平穏な住みよい千葉県づくりのため、令和3年度は、

- 暴力団追放のための広報啓発活動
- 市町村、民間暴排組織の活動に対する支援 ～コロナ禍における自粛、制約を踏まえた各種支援事業の展開及び実施時期等の検討～
- 暴力団に関する相談活動
- 少年に対する暴力団の影響排除活動
- 暴力団員の社会復帰対策活動
- 暴力団員による不当な行為の被害者の保護救済活動
- 暴力団排除対策のための調査研究活動

の7項目を柱として、事業活動等を進めることとした。しかしながら新型コロナウイルスの感染拡大により、令和3年度当初からのまん延防止等重点措置及び緊急事態宣言発令など、令和2年度に引き続き外出の抑制が強く求められ、感染防止のガイドラインが示されるなど多くの制約を受けた。

とりわけ千葉県暴力団排除条例制定10周年県民の集いは開催延期を余儀なくされ、暴力追放功労団体表彰式のみを簡素に催行した。

県民会議事務職職員は、健康管理には十分に配意し、局内及び講習先等の感染防止対策を徹底するとともに、在宅勤務など勤務形態も変更して事業活動に臨んだ。

また、延期された東京2020オリンピック、パラリンピックも無観客であったものの開催されたことから講習等業務スケジュールにも影響があった。

その結果は、次のとおりである。

1 暴力団追放のための広報啓発活動

(1) 暴力団排除気運の醸成活動

ア 広報啓発資料の作成配布

(ア) ポスター	16,000枚
(イ) 県民会議手帳	4,000冊
(ウ) 県民会議だより「ぼうついで」第83号	27,000部
「ぼうついで」第84号	27,000部
(エ) 小冊子等	

「不当要求防止責任者教本」	1, 700部
「一人ひとりの心に拡げる」	5, 000部
「統合企業・行政対象暴力の現状と暴力団情勢」	4, 000部
「携帯用名刺サイズ基本的対応要領」	発注なし
(オ) パンフレット	
「千葉県暴力団排除条例」	5, 000部
「購読拒否対応要領」	発注なし
(カ) チラシ、広報啓発活動グッズ、各種ステッカー	発注なし
(キ) 令和3年度賛助会員用チラシ	500部

イ 広域な広報活動の展開

県警、県、市町村等の広報紙に暴排広報文掲載を依頼するなど広域にわたる広報活動を実施した。

令和3年度には、県警、自治体、賛助団体と共同して県民の集い「暴排条例制定10周年記念」を準備していたところであるが、コロナ禍の影響により開催延期を余儀なくされたため、令和4年度に県民の集い「暴力団対策法施行30周年記念」を開催することとし、あらためて準備を開始した。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、人との密な接触、配布物の手渡しなどを伴う広報活動は極力抑制してコロナ禍における感染防止対策に配慮しながら、職域部会・協議会等を通じた資料提供にとどめた。

(2) 県民会議賛助会員の加入促進活動

コロナ禍で、退会及び会費減額希望が多く見られたが、単年度に限った措置として希望により当該年度の会費納入を要しない休令扱いを認めるなど柔軟に対応し、賛助会員の継続に努めるとともに、相談活動、ホームページ等広報活動、研修、講習会等あらゆる機会を通じて積極的な入会募集に努めた結果、新たに16企業が入会した。

(3) 暴力団追放標語の募集

全国暴力追放運動推進センター・千葉県防犯協会と共同して小学生・中学生・高校生及び一般から暴力団追放標語・啓発用ポスターを募集し、暴排気運の一層の高揚を図った。

2 市町村、民間暴排組織の活動に対する支援

～コロナ禍における自粛、制約を踏まえた各種支援事業の展開及び実施時

期等の検討～

(1) 暴力団排除活動組織への支援活動

ア 暴排組織等への支援

地域住民・企業・関係行政機関等と連携して住民の平穏な生活及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的とする暴力団排除協議会の新規設立については、コロナ禍の影響で自粛せざるを得なかったが、今後に向けた広報・協議等を積極的に行った。

イ 部会、講演会の開催

コロナ禍の影響により、毎年開催される様々な部会、分科会、賛助会員企業・団体等における研修会などが自粛、制約の中、全ての協議会での実開催は困難であったが、それぞれの団体・協議会と連携協力して書面開催として各種資料の提供、専務理事の挨拶文寄稿などによる支援を行った。

実開催が可能であった協議会においては、通常どおり専務理事が顧問としての挨拶、広報資料等の提供などの支援を行った。

ウ 市町村、地域、企業、団体等への支援

コロナ禍の影響により開催は著しく減少したものの県、市町村及び企業等の研修会などに講師を派遣し、啓発資料の提供や講演を行うなど活動の支援を実施した。

エ 暴排宣言式への支援

例年、千葉県知事部局主導の下に千葉県商店会連合会が各地区商店会連合会に推奨している暴力団排除宣言式については、コロナ禍の影響により令和3年度は開催されるには至らなかった。

オ 資料、啓発グッズの配付

コロナ禍の影響により、各種暴排協議会総会、暴排宣言式、各部会、分科会、講習・研修会、官民主催のイベントなどの開催中止、書面開催などが多くあったが、開催された協議会等においては、出来る限り資料の提供に努めた。

(2) 指定暴力団事務所使用差止請求関係業務の推進

平成26年2月7日付で国家公安委員会から適格都道府県センターの認定を受けており、現在までのところ千葉県内においては適用事例がないものの、千葉県民事介入暴力対策協議会や関係機関との連携により、有事の際の権限行使、情報管理及び適正な受託手続きや事務処理を期するため研修を行っているほか、検討委員の選任、専門的知識を有する弁護士の特任委員としての委嘱、使用差止請求業務資金の準備など推進体制を整えている。

また、差止請求関係業務制度を県民、事業者に広く知らしめるため講習会・研修会などにおいて広報するなどあらゆる機会を利用した周知活動を展開している。

(3) 事業所不当要求防止責任者に対する講習

事業所の不当要求防止責任者に対する定期及び選任時講習については、令和2年度から続くコロナ禍、また令和3年度も緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の度重なる発出などの状況下において、既定回数の開催が危ぶまれていたが、密閉、密集、密接のいわゆる三密を避けるための受講者数の制限、一人一机、会場出入口の解放、定期換気及び開催会場での受講者検温、手指消毒励行など徹底した感染防止対策を施して令和4年3月までに予定した開催数の39回を実施した。

講習受講者数については、例年約2,000人を超す参加人数であったが、令和3年度は、前年度に続いて開催会場及び主催者である当県民会議としての判断で受講者数の制限を行い、結果として計1,373人の参加人員に止まり、例年の約半数となった。講習別の内訳は、定期講習405人、選任時講習916人及び聴講者52人であった。

なお、緊急事態宣言発出期間中は原則中止とし、重点措置期間中の開催に当たっては、直前に参加予定者に体調や参加の意向確認を電話するなどきめ細やかな連絡をした。

(4) 不当要求情報管理機関援助

新たな不当要求情報管理機関の設置はなかったが、各暴力追放対策部会及び県、市町村等関係機関との情報・意見交換を行い、県民会議事務局との連携強化と情報管理の重要性などについて理解を得るとともに、作成したパンフレット・チラシ等の広報資料を配付するなど、暴排活動の意識付けを図った。

3 暴力団に関する相談活動

(1) 暴力団による不当な行為に関する相談活動

令和3年中（暦年計）の相談受理件数は、944件（前年比－90件）であった。

相談内容に応じて、警察への通報、弁護士の紹介、相談委員による助言を行うなど、的確に対応した。

（相談受理・処理状況、主な事例については、別紙のとおり）

ア 県民会議、各自治体、関係団体の広報誌（紙）を活用した周知活動を実施した。

イ 相談対応は、専門的知識・経験を有する暴力追放相談委員（以下「相談委員」という。）として、常勤の専務理事及び県民会議事務局員4名並びに非常勤の相談委員7名（弁護士2名、保護司2名、少年指導委員2名及び警察退職者1名）の計12名により適切に推進した。

ウ 民事介入暴力事案等に対する連携についての協定の運用状況

（平成10年10月21日締結 略称「民暴110番協定」）

暴力団員等の違法、不当な行為により被害を受け、又は受けるおそれのある者から相談等を受けた場合は、相談者等が求める措置を迅速に実現し、被害の防止及び回復を図るため、千葉県警察、千葉県弁護士会、県民会議の三者が具体的事案ごとに処理連携チームを編成し、事案対応に努めている。

令和3年度中には、新たな受理事案は1件で年度内に処理終結し、協定締結後の累計事案受理件数は64件、うち63件が処理済であり、継続事案1件にも対応した。

なお、令和3年度中に処理終結となった稲川会系組員による松戸市内におけるけん銃使用による建造物損害事案の原告が受けた精神的損害等について稲川会の代表者を被告として提起した損害賠償請求については、暴対法第31条第2項（指定暴力団内の対立事件）を適用した全国初の訴訟となり、連携チーム弁護団の主張が概ね認められて和解が成立したものであるが、身体的・財産的被害が生じていない事案としては破格の賠償金が認められるなど、今後の代表者等損害賠償訴訟の先例として、また暴力団の銃器使用犯罪根絶・抑止を目指す上で非常に意義深い訴訟となった。

エ 移動暴力相談所の開設

県民会議事務局において行う面接相談及び電話相談に加え、県の出先機関である7地域振興事務所において「移動暴力相談所」を計画し、相談者の利便性に配慮した相談を実施することとしたが、コロナ禍の情勢から、開催の中止を余儀なくされ、4箇所の地域振興事務所を会場としての開催となった。

オ 相談業務に関する情報管理及び秘密の保持の徹底

情報管理規程、個人情報保護規程及び暴力団情報提供要領に基づいて適切な相談業務を実施した。

令和4年2月、他県においてウイルスメールに感染した事例があったことから、不用意に開披しないよう一層注意するとともにウイルスチェックを徹底している。

(2) 暴力追放相談委員の委嘱及び研修

例年、4月初旬に暴力団対策法に規定する相談委員の委嘱式を開催し、委嘱状交付及び千葉県警察本部少年課長、捜査第四課長等県警幹部からの情勢説明、出席者相互の情報交換を行う研修会を実施していたが、前年度に引き続いて新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から書面開催とし、事務局職員により各相談委員への委嘱状及び資料の配送を行った。

4 少年に対する暴力団の影響排除活動

(1) 少年に対する暴力団の影響排除強化

暴力団の人的供給源を遮断、影響排除の活動については、前年度に引き続く新型コロナウイルス感染拡大の情勢下で各種協議会、部会、分科会、県、市町村における研修、事業所の不当要求防止責任者に対する講習会等の開催数自体は減少したものの、あらゆる機会を利用して少年に係わる暴力団の実態、影響排除気運の高揚を図った。

(2) 少年指導委員による活動の支援

例年、県内12会場において、県下の少年指導委員を対象に県警本部捜査第四課、少年課、交通総務課から講師を招いて実施している少年指導委員研修については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、開催場所を県内6会場、各警察署管内から代表者を含む少数に絞って講義及び研修を実施した。

また令和3年度も前年度同様、実際に学校等で生徒の指導に当たっている千葉県警察スクール・サポーターにも参加を求めて実施するとともに、研修に参加できなかった多数の少年指導委員に対しては補完研修資料として、研修内容のパワーポイントなどをDVD視聴資料に編集し、県内38警察署管内の少年指導委員代表者に配付した。

5 暴力団員の社会復帰対策活動

(1) 暴力団離脱希望者の援助活動

県民会議の広報紙等で暴力団組織からの離脱相談を積極的に呼びかけ、相談しやすい雰囲気作りに努めるとともに、対応については、関係機関と連携するなど実効を期した。

(2) 暴力団社会復帰対策協議会活動の充実

暴力団からの離脱者の社会復帰を促進し、生活環境改善のために就労支援などを行うことを目的とする千葉県暴力団社会復帰対策協議会（職業紹介機関、雇用事業所関係、矯正関係機関、県民会議等で構成）総会については、コロナ禍の影響より書面開催として、県民会議、県警、労働局代表者の挨拶及びこれまでの離脱・就労支援状況についてパワーポイントにて

DVD視聴用に編集し、書面開催資料として同対策協議会会員宛に配付するなどして今後の連携強化を図った。

(3) 離脱者受入事業所の開拓・確保

千葉県警察と連携し、社会復帰対策の基盤となる離脱暴力団員の雇用受入事業所募集に取り組み、各警察署での募集看板設置を継続し、県警が作成した支援企業募集チラシを各ハローワークでの陳列・頒布を依頼し、また講習会での広報などを実施した結果、新たに4社からの新規登録申し出がなされ、協力事業所計31社を確保している。

また、今年度は、コロナ禍の影響もあり、離脱の支援活動事例はあったものの就労支援に至る相談はなく、雇用給付金規程に基づく雇用給付金支給事例もなかった。

6 暴力団員による不当な行為の被害者の保護救済活動

(1) 被害者の保護活動

暴力団員の係わる民事介入暴力事案、暴力団員による不当要求事案等、再被害、報復等のおそれがある相談については、被害防止の助言に加え、相談者の意思を確認した上、警察への通報を確実に行うなど、関係者の保護措置に努めた。

(2) 被害者の救済活動

令和3年度の見舞金支給については、暴力団員による傷害事件4件、6名の被害者に対して合計13万円を支給した。

(3) 民事訴訟費用の無利子貸付にあっては、平成29年に松戸市内で発生した連続発砲事件の一部被害者を原告とした損害賠償請求事件に関して、訴訟諸費用として50万円の貸付を実施していたが、前記相談活動の項において述べたとおり、原告弁護団の主張が概ね認められて和解金が支払われ、一括返済がなされている。

7 暴力団排除対策のための調査研究活動

(1) 暴力団に対する情報収集

新聞、週刊誌等の公刊資料から暴力団等関係資料37件（累計11,353件、内訳暴力団関係9,226件・エセ右翼関係1,428件・エセ同和関係681件）をコンピュータ入力して資料化の上、暴力相談業務等に活用している。

(2) 暴力団活動の実態調査

相談活動、講習、研修会、支援活動などあらゆる機会を通じて情報収集・分析に努めた。

(3) 暴力団に関する情報提供

暴排等目的達成のために、事業者や個人から相談があった場合は、条例上又は被害防止や被害回復等の公益の程度を検討して、適切に情報提供を行った。